



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会社名 株式会社東急レクリエーション
代表者名 代表取締役社長 菅野 信三
(コード番号 9631 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 松崎 秀樹
(TEL 03-3462-8933)

東京急行電鉄株式会社による当社株券に対する 公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、下記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」に記載の通り、東京急行電鉄株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねること及び下記「Ⅱ. 本資本業務提携契約について」に記載の通り、公開買付者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、本資本業務提携契約に基づき、当社が本日公表いたしました「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の通り、公開買付者を割当予定先として第三者割当により当社の保有する自己株式の全てを処分すること（かかる自己株式の処分を、以下「本自己株式処分」といい、本公開買付け及び本自己株式処分を総称して、以下「本取引」といいます。）についても決議をしております。そして、下記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載の通り、公開買付者は、本取引により、当社を連結子会社とすることを目的としておりますが、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における上場は維持される方針です。

本自己株式処分については、当社が本日公表した「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

I. 本公開買付けに関する意見表明について

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	東京急行電鉄株式会社	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区南平台町5番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 野本 弘文	
(4) 事業内容	鉄軌道事業、不動産事業	
(5) 資本金	121,724百万円	
(6) 設立年月日	大正11年9月2日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成27年9月30日現在)	第一生命保険株式会社	6.20%
	三井住友信託銀行株式会社	4.37%
	日本生命保険相互会社	4.18%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.87%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.06%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.72%
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1.70%
	株式会社みずほ銀行	1.62%
	太陽生命保険株式会社	1.37%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT -TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 行決済営業部)	1.35%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	当社は公開買付者の普通株式3,381,102株(公開買付者株式所有割合(注1)0.27%)を保有しております。また、公開買付者は直接又は間接に当社普通株式8,127,596株(所有割合(注2)25.45%)を保有しております。	
人 的 関 係	当社は公開買付者より社外取締役1名の派遣を受けております。	
取 引 関 係	当社は、公開買付者との間で物品等の販売・購入に係る取引及び不動産の賃借に係る取引などを行っております。また、当社は、平成27年11月13日付で当社の保有していた「新宿東急文化会館(新宿 TOKYU MILANO)」に係る土地及び建物の一部を公開買付者に	

	対して譲渡いたしました。 加えて、当社は、公開買付者の完全子会社である株式会社東急モルズデベロップメントとの間で不動産の賃借に係る取引などを行うとともに、当該取引に係る差入保証金の返還を受けております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は公開買付者の持分法適用関連会社であり、公開買付者は当社のその他の関係会社です。

(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連 結 純 資 産	499,545	537,711	579,596
連 結 総 資 産	1,964,476	2,021,794	2,002,532
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	379.13	407.08	442.86
連 結 売 上 高	1,068,046	1,083,070	1,067,094
連 結 営 業 利 益	55,742	62,190	71,514
連 結 経 常 利 益	56,279	62,618	66,619
当 期 純 利 益	43,075	56,498	41,051
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	34.33	44.96	32.88
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	7.00	7.50	8.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1)「公開買付者株式所有割合」とは、公開買付者が平成28年2月10日に提出した「平成28年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数1,249,739,752株に対する割合(小数点以下第三位四捨五入。)をいいます。

(注2)「所有割合」とは、当社が平成28年2月10日に提出した「平成27年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数31,937,474株に対する割合(小数点以下第三位四捨五入。以下、所有割合について同じとします。)をいいます。以下同じとします。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金850円(以下「本公開買付価格」といいます。)

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、

本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の取締役である野本弘文氏は、公開買付者の取締役社長を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保するとともに、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、上記取締役会には当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員が参加し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

また、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の東京証券取引所市場第二部における上場は維持される方針です。

(2) 意見の根拠及び理由

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要、本公開買付けの背景、公開買付者における意思決定に至る過程及び本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している当社株式7,746,044株（所有割合24.25%）を所有するとともに、公開買付者の子会社である株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社を通じた間接保有分（株式会社東急ストアが174,000株、株式会社東急エージェンシーが133,441株、東急ファシリティサービス株式会社が39,065株、株式会社セントラルフーズが19,000株、株式会社東急設計コンサルタントが13,946株、上田交通株式会社が2,100株の合計381,552株。所有割合1.19%）と合算して、合計8,127,596株（所有割合25.45%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成28年2月10日開催の取締役会において、本取引により、公開買付者が当社を連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。これに伴い、公開買付者は、平成28年2月10日開催の取締役会において、当社との間で本資本業務提携契約を締結することを決議し、かかる決議に基づき、平成28年2月10日、当社との間で本資本業務提携契約を締結しております（本資本業務提携契約の概要については、下記「Ⅱ. 本資本業務提携契約について」をご参照ください。）。なお、公開買付者は、株式会社東急ストア、株式会社東急エージェンシー、東急ファシリティサービス株式会社、株式会社セントラルフーズ、株式会社東急設計コンサルタント及び上田交通株式会社が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を平成28年2月9日付で各社より確認しております。

また、当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、当社が平成27年12月31日時点で所有する自己株式の全てである2,619,236株（所有割合8.20%）について、公開買付者を割当予定先として第三者割当てによりこれを処分することを決議し、同日付で本自己株式処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

本取引の一環である本公開買付けは、当社を連結子会社とすることを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を 5,255,000 株（所有割合 16.45%。なお、本公開買付けにより当該 5,255,000 株の買付け等を行い、さらに、本自己株式処分により公開買付者が引き受ける予定の 2,619,236 株（所有割合 8.20%）を合計した場合、公開買付者が直接又は間接に所有する株式数合計 8,127,596 株（但し、直接に所有する株式数は 7,746,044 株）と合わせて所有することとなる当社株式（16,001,832 株）の所有割合は 50.10%。）としております。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（5,255,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（5,255,000 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 本公開買付けの背景

東急グループ（公開買付者を中核企業とした 221 社 8 法人（平成 27 年 9 月末時点）で構成する企業グループであり、以下「公開買付者グループ」といいます。）は「美しい時代へ」をスローガンに、人々の多様な価値観に対応した「美しい生活環境の創造」を公開買付者グループ理念として掲げ、公開買付者グループ各社の「自立」を前提に互いに連携しあい、相乗効果を生み出す「共創」を推し進め、信頼され愛される東急ブランドの確立を目指しております。このグループ理念のもと、公開買付者及び連結子会社では、交通、不動産、生活サービスの 3 つの事業を核に、ホテル・リゾート事業など幅広く、お客様の日々の暮らしに密着した事業を展開しております。

公開買付者発祥の原点は田園調布・洗足に代表される“街づくり”ですが、昭和 24 年に東京証券取引所へ上場し、昭和 40 年代以降、東急多摩田園都市の建設、田園都市線の敷設と、総合的な“街づくり”に向けて大規模なプロジェクトに取り組んでまいりました。公開買付者は、経営環境が大きく変化する中でも、新たな成長に向けた準備を進めており、平成 27 年度を初年度とする中期 3 か年経営計画「STEP TO THE NEXT STAGE」を策定いたしました。本計画期間は渋谷再開発など大型開発プロジェクト完成までのステップ期間と位置づけ、長期的な視点での事業戦略や成長施策を実行しております。具体的には、「次なる飛躍へのステップとして、沿線を深耕し、新たな成長にチャレンジする」を基本方針として掲げ、その実現のために、「①安心感と満足感のより一層の充実」、「②沿線開発と不動産事業の更なる推進」、「③ライフスタイル&ワークスタイル・イノベーションの推進」、「④グループ経営資源を活かした新たな取り組み」の 4 つの重点施策を推し進めております。

特に、「②沿線開発と不動産事業の更なる推進」については、公開買付者グループの本拠地である渋谷において、平成 24 年に開業した渋谷ヒカリエを始め、平成 30 年開業予定の渋谷駅南街区計画、平成 32 年開業予定の渋谷駅街区・東棟などの再開発を進めております。また、長期ビジョンとして掲げた「2022 年にありたい姿」の一つである「日本一訪れたい街 渋谷」を実現すべく、「エンタテインメントシティ SHIBUYA」をスローガンに掲げ、「誰もが表現・発信・挑戦できる街」、「カオスの中からムーブメントが生まれる街」、「そのスタイルに世界が注目し憧れる街」というコンセプトの下、様々な施策を推し進めております。

一方、当社は、昭和 21 年に新日本興業株式会社として設立され、映画興行を事業の中心としておりました。昭和 24 年には東京証券取引所へ上場し、その後、昭和 28 年に公開買付者が設立した東京製氷株式会社と合併して公開買付者グループ入りを果たして以降、昭和 44 年の現社名（株式会社東急レクリエーション）への社名変更などを経つつも、公開買付者グループにおけるエンターテインメント分野、特に映画興行事業を運営する役割を担ってまいりました。そして現在は、主として映画興行を行う映像事業を中心としつつ、ボウリング場・フットサル場・フィットネス施設・コンビニエンスストア・飲食店・ranKing ranQueen（ランキンランキン（注 1））・ホテルを経営するライフ・デザイン事業、不動産のマスターリース（注 2）を中心とした不動産賃貸事業を 3 本柱として、事業運営を行っております。

（注 1）「新商品情報を発信する＝“NEW”」と「今のヒット商品がわかる＝“NOW”」を併せ持った「販売できる広告メディア」としての機能を持つバラエティショップを「ranKing ranQueen（ランキンランキン）」の名称で当社が運営しております。

（注 2）建物の所有者から当該建物の第三者への転貸（サブリース）を前提にして行う、当該建物を一括して賃借することをいいます。

現代の映画興行は同一の施設（サイト）に複数のスクリーンが設置されているシネマコンプレックスが主流となっており、当社は、シネマコンプレックス「109 シネマズ」の全国チェーン展開を推進し、本日現在においては、19 サイト 175 スクリーン体制で事業を営んでおります。特に昨年には、最新鋭の映画設備を備えた大型シネマコンプレックスである 109 シネマズ二子玉川と 109 シネマズ大阪エキスポシティを相次いでオープンさせるなど、積極的な事業展開を行っております。

他方、当社が昭和 31 年に開業した「渋谷東急文化会館」と「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」は、開業以来半世紀にわたって、当社の事業の根幹として、また、渋谷・新宿それぞれの街の文化発信基地並びに文化の象徴として、街の発展とともに歩んでまいりました。しかしながら、近年においては、人々がエンターテインメントに求める価値観は大きく変化をしており、多様化する人々のニーズに応えるために、当社を取り巻く業界環境及び企業間の競争は一段と厳しいものとなっていることから、当社においても、老朽化が進んでいた「渋谷東急文化会館」や「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」を平成 15 年 6 月と平成 26 年 12 月にそれぞれ閉館し、渋谷地区においては「渋谷東急文化会館」

に代わる新たなシネマコンプレックスの開業を目指し、「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」跡地においては、文化の新たな起点とすべく、再開発の計画を検討してまいりました。

そして、当社は、「おもてなしの心をもって“夢と希望”“感動と楽しさ”“安心と信頼”を提供する」との経営理念のもと、顧客満足の追求並びに企業価値の向上に取り組むとともに、更にこの経営理念を具現化すべく、平成 26 年 5 月に、経営ビジョン「エンターテイメント ライフをデザインする企業へ」を策定いたしました。この経営ビジョンは、今後の当社の事業の方向性を明確にし、10 年後を見据えた新たな指針となるものであり、「変革への挑戦」をスローガンに掲げ、公開買付者グループとの連携を強化し、お客様の期待を超えるサービスを目指すものであります。また、経営ビジョンの実現のためには「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」は必要不可欠の要素であるため、当社は、これらを最重要課題として取り組んでおります。

③ 公開買付者における意思決定に至る過程

上記「②本公開買付けの背景」に記載する状況において、公開買付者は、当社が渋谷・新宿での事業拠点を新たな形で構え、収益性に波がある映画興行に左右されにくい事業構造を持つためには、街づくりの知見が豊富な公開買付者との連携が必要不可欠であり、また、当該連携を実効的なものとするためには現在の公開買付者の持株比率では不十分であるため、公開買付者が当社を連結子会社とすることにより両社間の協力関係を一層強化することが適切であるとの考えの下、当社に対し、平成 27 年 10 月下旬、公開買付者が当社株式を追加取得し両社の企業価値向上を図ることについて提案しました。

一方、当社は、経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のためには、それぞれ、ソフト（映画興行）の提供者である当社及びハード（施設開発）の提供者である公開買付者双方のより強固な協力関係が必要不可欠であると考えていたため、公開買付者による当社株式の追加取得により、両社の関係を強化するという公開買付者の提案の方向性に賛同し、両社間で連携の在り方について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

その結果、両社間での協議を踏まえ、公開買付者は、平成 28 年 1 月中旬、公開買付者が中期 3 年経営計画「STEP TO THE NEXT STAGE」を推し進めるに当たっては、街づくりに「楽しさを提供する」役割が欠かせないと考え、そのエンターテイメント戦略を担う子会社として当社の公開買付者グループにおける役割を拡大し、その拠点となる渋谷の街づくりを始めとして共に推進していくことが相応しいとの認識に至り、本取引によって公開買付者が当社を連結子会社化することが、両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、公開買付者及び公開買付者グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであると結論付けました。また、当社も両社間

での協議を踏まえ、経営ビジョンを実現させるためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、公開買付者の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、公開買付者グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であると考え、本取引を実施するとともに、両社間で本資本業務提携契約を締結すべきとの結論に至りました。なお、公開買付者による当社の連結子会社化に向けた具体的な方法としては、本自己株式処分を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社の主要事業である映像事業における映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資及び映像事業・不動産事業に係る物件の共有持分取得の資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益力の向上、ひいては企業価値及び株主価値の向上に資することとなることから、本公開買付けのみならず、同時に本自己株式処分を実施することが、最適な方法であると両社は考えるに至りました。

両社は、公開買付者が当社を連結子会社とすることにより、具体的に、以下のような施策の実施とシナジーの実現を目指してまいります。

(i) 「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」における協働

当社は、平成 26 年 12 月下旬に当社の事業の礎を築いてきた「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」を閉鎖いたしました。平成 27 年 11 月中旬に当該土地及び建物の持分 45%を公開買付者が取得し、今後の共同開発の可能性について、両社で検討を行っております。二子玉川ライズを始めとして、これまでも公開買付者が開発した商業施設に当社が運営するシネマコンプレックスがテナントとして入居するといった相互補完関係があるほか、公開買付者は、渋谷や二子玉川などで複数の大型再開発の実績を有しております。そのため、今回の「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」において、当社と公開買付者が相互に保有するノウハウを結集することで、新しい形のエンターテインメント施設を生み出すことが期待できます。

加えて、新宿は多くの訪日外国人観光客が集まるなど、東京都内では最も多くのインバウンド需要が集積しているエリアの一つであることから、公開買付者グループとしては「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」を契機として、新宿を渋谷と二子玉川などと回遊ネットワークを構成する重要拠点として位置づけてまいります。

(ii) 渋谷における事業拠点の確保

当社は、「渋谷東急文化会館」におけるパンテオン等の映画館の運営など、古くから渋谷でのエンターテインメントを担う企業であったものの、渋谷ヒカリエの再開発により一時的に渋谷での拠点を失っており、近い将来、フラッグシップ（旗艦施設）となる渋谷での大型シネマコンプレックスの開業を目指しており、渋谷を拠点として複数の再開発を推進している公開買付者との関係強化により、事業拠点を確保してまいります。

(iii) 「エンタテインメントシティ SHIBUYA」戦略における協働

公開買付者は、「エンタテインメントシティ SHIBUYA」の実現に向けては、再開発計画を中心としたハードの提供に比べて、エンターテインメントの演出やイベント、コンテンツといったソフトの提供が立ち遅れていることが課題であると認識しております。そのため、今年度より公開買付者の子会社である東急メディアコミュニケーションズ株式会社、街の演出の指令塔を担う方針を打ち出すなど、ソフト面における取組みを開始し、エンターテインメント事業戦略の構築を進めてまいりました。また、今後は同社や公開買付者の子会社である株式会社東急文化村など、公開買付者グループのエンターテインメント領域における各事業会社が連携し、新しい商品や企画を提供することにより、渋谷の付加価値向上を目指していこうとしています。

その上でなお重要なキープレーヤーが必要であると考えており、エンターテインメント施設の運営ノウハウのある当社との関係強化によって、今後の「エンタテインメントシティ SHIBUYA」の多様な商品ラインナップの拡充を図りたいと考えております。

公開買付者グループは、先の東急メディアコミュニケーションズ株式会社に加え、株式会社東急文化村などエンターテインメント領域やメディア領域におけるグループ会社を有し、現在も当社と事業面の連携を行っております。今後、「エンタテインメントシティ SHIBUYA」の実現に向けて、これらのグループ会社と当社との連携を更に推進し、これらの商品を融合することによって、グループワイドにエンターテインメント領域の新しい商品を提供することを推進してまいります。

(iv) 当社の資金調達の高多様性

現在、当社の財務体質は非常に健全であるものの、今後は「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」など、成長に向けた多額の設備投資を予定しております。当社は、今後、成長資金の調達にあたっては、公開買付者の子会社として、従来以上に様々な資金調達の選択肢を検討することができるものと考えております。

以上のように、当社及び公開買付者は、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び公開買付者双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えており、また、本取引により、当社が公開買付者の連結子会社となることが両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、各施策を実施することを可能とし、ひいては、当社、公開買付者及び公開買付者グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であるとの考えで一致したことから、公開買付者は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、公開買付者による当社の連結子会社化を目的とした本公開買付けを実施することを決議するとともに、同日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。

④ 本公開買付け後の経営方針

本資本業務提携契約に基づく、本取引後の経営方針については以下の通りです。

当社は、平成 26 年 5 月に策定した経営ビジョン「エンターテインメント ライフをデザイン

ンする企業へ」を掲げ、「変革への挑戦」をスローガンとして中期経営計画を推進している途上にあります。経営ビジョン実現のためには「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」及び「渋谷における事業拠点の確保」は必要不可欠の要素であり、本取引後においても変わるものではありません。

既に平成 27 年 11 月に公開買付者が当社よりその持分 45%を購入した「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」跡地は、開発事業に豊富な経験を有する公開買付者との共同再開発事業により、渋谷や二子玉川など沿線との回遊性を持った公開買付者グループの新たな事業拠点とすべく計画中ですが、当社はここで新たなエンターテインメントを提供する施設を運営することを予定しています。

また、当社が渋谷に事業拠点ともなる大型シネマコンプレックスを持つことは、公開買付者が構想している「エンタテインメントシティ SHIBUYA」戦略の核となる施設となり得ると期待しており、公開買付者との連携によって開発種地となる不動産取得を進めてまいります。

こうした当社が公開買付者と共に推進する大規模再開発事業について、専門人材を公開買付者から派遣するなどによって緊密な連携体制を構築していくことを予定しております。

当社は、経営ビジョンに基づいて、映像事業、ライフ・デザイン事業、不動産事業の 3 事業部それぞれの構造的な転換を、公開買付者との連携によって着実に進めていくこととしています。

本取引後も、コア事業である映像事業においては、効率的な劇場運営を進めるほか、先進の映像・音響効果を導入して同一商圈でのシネマコンプレックス間における競争優位性を確立すること、非映画コンテンツによるシネマコンプレックスへの集客力向上を図ることなどにも取り組んでまいります。これに加え、当社が、公開買付者より賃借のうえシネマコンプレックスを運営している物件を公開買付者より取得することによって事業基盤の強化につなげたいと考えております。

ライフ・デザイン事業においては、従来から取り組んできた「選択と集中」を一段と進めるために、当社と公開買付者とで事業再編を検討し、公開買付者が人材面でサポートする体制を整えて事業の成長を加速できることを期待しております。

不動産事業においては、今後においても業績の好不調が激しいと考えられる映像事業を収益面で補完する位置づけに変わりはないため、従来より取り組んでいる体制強化を、マーケットが重複しない公開買付者の都市創造本部との人材交流、物件情報共有などによって図ってまいります。

それ以外にも、公開買付者による「エンタテインメントシティ SHIBUYA」戦略を企画・運営面で支える役割を当社は担うこととして、シナジーによる新たな事業創造を進められることを期待しております。

このように、当社及び公開買付者は、本取引を通じて、これまでに培われた両社の信頼

関係を土台としたより強固な資本関係を構築することにより、両社の企業価値を高めることができるものと考えております。

なお、本取引の成立後には、両社でシナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、各部門において具体的にシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組むほか、公開買付者は、本資本業務提携契約に規定する資本提携及び業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）の目的を達成するため、公開買付者が適当と認める方法で当社に経営指導及び支援を行います。

また、当社の現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。したがって、本取引後も当社の現在の経営体制を維持する方針ですが、さらなる関係強化のため、現在公開買付者から派遣している取締役1名に加えて、新たに2名の取締役を派遣する予定となっております。具体的には、平成28年3月30日に開催予定の当社の第83期定時株主総会において、中田泰行氏と市来利之氏を新たに取締役として選任することを内容とする議案を上程する旨の当社の取締役会決議を行うことを要請しており、当該議案が可決された場合には、公開買付者は当社に対して、野本弘文氏、中田泰行氏及び市来利之氏の取締役3名を派遣することとなります。

さらに、公開買付者は、当社において、自主性・機動性を保持しつつ、緊張感のある経営を行うことが、収益性・成長性の向上、さらには企業価値の最大化に資するものになると考えていることから、当社が公開買付者の連結子会社となった後も、引き続き上場を維持することを予定しており、具体的には、以下のような効果を期待しております。

- ・個人株主から得られる多様な意見の経営への反映
- ・資金調達手段の多様性の維持
- ・株主優待を通じた安定的な顧客基盤の確保
- ・社会的知名度及び社会的信用度の維持

⑤ 当社における意思決定に至る過程

上記「③公開買付者における意思決定に至る過程」に記載の経過により、当社は、公開買付者との間で、本公開買付価格その他の本取引の諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、(i) 経営ビジョンの実現に不可欠な「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、渋谷再開発計画における「渋谷地区でのシネマコンプレックス開業」の実現のみならず、ライフ・デザイン事業及び不動産事業における経営ビジョンの実現を目指すためには、現状の持分法適用関連会社ではなく、公開買付者の連結子会社となることによって、より強固な協力関係の下、公開買付者グループ一体として事業を推進していくことが必要不可欠であり、両社間の協力関係を一層強化することが、当社及び公開買付者双方の企業価値及び株主価値の最大化に繋がると考えられ、また、(ii) 当社が公開買付者の連結子会社となり、公開買付者グループの一員として、公開買付者グループの各社と共に「エンタテインメント

シティ SHIBUYA」戦略を推進していくことは、当社の事業領域の拡大が期待され、ひいては、当社、公開買付者及び公開買付者グループ各社の企業価値及び株主価値の向上に資するための手段として極めて有効であると判断するとともに、(iii) 本公開買付けにおける買付予定数の上限は、当社が本公開買付け後も上場を維持する方針に照らして設定されており、当社が、自主性・機動性を保持しつつ、緊張感のある経営を行うことが、収益性・成長性の向上、さらには企業価値の最大化に資するものとの考えとも整合し、妥当なものであると判断するに至りました。

その結果、上記当社の企業価値及び株主価値の向上に関する検討、当社の自主性・機動性を保持に関する意向、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）より取得した当社株式に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）並びに当社及び公開買付者から独立した法律事務所である TMI 総合法律事務所からの法的助言を踏まえた上で、野本弘文氏を除く当社取締役 8 名の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、並びに当社と公開買付者の企業価値及び株主価値の最大化を目的として本資本業務提携契約を締結する旨を決議しました。

一方で、本株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社の株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有するという選択をすることにも十分な合理性が認められることに鑑み、野本弘文氏を除く当社取締役 8 名の全員一致により、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議しております。

なお、当社の取締役である野本弘文氏は、公開買付者の取締役社長を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保するとともに、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、上記取締役会には当社監査役の 4 名（うち社外監査役 2 名）全員が出席し、いずれも、当社取締役会における上記決議について異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、本自己株式処分を行うことを決議し、同日付で本自己株式処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。本自己株式処分に関しては、当社が本日公表いたしました「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所

市場第二部に上場していることから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は大和証券から平成28年2月9日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、大和証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

大和証券によると、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

市場株価法	: 730円から774円
DCF法	: 729円から967円

市場株価法では、平成28年2月8日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値730円、直近1ヶ月間の終値単純平均値731円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値774円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値763円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、730円から774円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した当社の事業計画（平成28年12月期から平成32年12月期までの5年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成28年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、729円から967円までと算定しております。なお、上記DCF法による算定の基礎とするために当社が作成した財務予測には、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ヒット作品に恵まれた平成27年12月期の映画興行界の市場規模と比較して、平成28年12月期は、平年並みの市場規模を想定していること及び「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」の固定資産一部売却の影響がなくなることにより、前事業年度と比較して営業利益及び当期純利益において大幅な減益を見込んでおります。また、平成29年12月期は、映像事業において、映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資の効果により、前事業年度と比較して営業利益及び経常利益において大幅な増益を見込んでおります。平成30年12月期は、前事業年度までに見込んでいたライフ・デザイン事業の除却費用等の影響がなくなるため、前事業年度と比較して当期純利益において大幅な増益を見込んでおります。

また、当社が大和証券に提出した当該事業計画においては、本公開買付けにより当社に生じることが期待されるシナジー効果は考慮していません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を 5,255,000 株（所有割合 16.45%。なお、本公開買付けにより当該 5,255,000 株の公開買付け等を行い、さらに、本自己株式処分により公開買付者が引き受ける予定の 2,619,236 株（所有割合 8.20%）を合計した場合に公開買付者が直接又は間接に所有することとなる当社株式は 16,001,832 株（所有割合 50.10%）と設定しているとのことです。したがって、本取引の成立後も、当社株式は、引き続き上場が維持される予定です。

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、本取引により、当社を連結子会社とすることを目的としており、現時点において、本取引においてその目的を達成した場合には、本取引後に当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。また、公開買付者による当社株式の所有割合が 50.10%に満たなかった場合であっても、40.00%以上有している場合には、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 7 項(2)に基づき、公開買付者による当社の連結子会社化を達成しうる予定ですので、かかる場合においても、現時点において、本取引後に当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。他方、本取引によって連結子会社化という目的を達成するに至らない場合、当社と対応方針を協議する予定であるとのことではありますが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に当社株式を追加で取得する具体的な予定はないとのことです。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者が公開買付者の子会社と合算して当社株式 8,127,596 株（所有割合 25.45%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としていること、及び当社に対して公開買付者から取締役 1 名（野本弘文氏）を派遣していることを考慮し、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法及びDCF法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成28年2月10日付で当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

野村證券により上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下の通りです。

市場株価平均法：725円から773円

DCF法：822円から1,236円

市場株価平均法では、平成28年2月9日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値725円、直近1週間の終値単純平均値732円、直近1ヶ月間の終値単純平均値731円、直近3ヶ月間の終値単純平均値773円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値762円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を725円から773円までと分析しております。

DCF法では、当社から提供され公開買付者が確認した事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年12月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を822円から1,236円までと分析しております。なお、上記DCF法による算定の基礎とするために当社が作成した財務予測には、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ヒット作品に恵まれた平成27年度12月期の映画興行界の市場規模と比較して、平成28年12月期は、平年並みの市場規模を想定していること及び「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）」の固定資産一部売却の影響がなくなることにより、前事業年度と比較して営業利益及び当期純利益において大幅な減益を見込んでおります。また、平成29年12月期は、映像事業において、映画鑑賞環境の差別化に係る設備投資の効果により、前事業年度と比較して営業利益及び経常利益において大幅な増益を見込んでおります。平成30年12月期は、前事業年度までに見込んでいたライフ・デザイン事業の除却費用等の影響がなくなるため、前事業年度と比較して当期純利益において大幅な増益を見込んでおります。

公開買付者は、野村證券から取得した当社の株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の東京証券取引所市場第二部における過去3ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による同種の株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、平成28年2月10日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり850円と決定し

ました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 28 年 2 月 9 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 725 円に対して 17.24%、平成 28 年 2 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値単純平均値 731 円に対して 16.28%、平成 28 年 2 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値単純平均値 773 円に対して 9.96%、平成 28 年 2 月 9 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値単純平均値 762 円に対して 11.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載の通り、当社は、本公開買付けに関する意見を表明するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、大和証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、野本弘文氏を除く当社取締役 8 名の全員一致により、上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の取締役である野本弘文氏は、公開買付者の取締役社長を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保するとともに、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。ま

た、上記取締役会には当社監査役の4名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも、当社取締役会における上記決議について異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

該当事項はありません。

II. 本資本業務提携契約について

当社は、公開買付者との間で、平成28年2月10日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の概要等は以下の通りです。

1. 提携の理由

上記「I. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」をご参照ください。

2. 提携の内容等

本資本業務提携契約の概要は以下の通りです。

① 目的

本取引を通じて、公開買付者が当社を連結子会社とすることによって、「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」、「渋谷における事業拠点の確保」及び「当社の資金調達多様性」に係る施策を実施し、当社の掲げる「エンターテイメント ライフをデザインする企業へ」の実現並びに公開買付者の掲げる「エンターテイメントシティ SHIBUYA」戦略の推進を図り、両社の企業価値及び株主価値の最大化を目的とする。

② 資本提携の内容及び方法

(ア) 公開買付者は、上記「I. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」の内容にて、本公開買付けを実施する。

(イ) 当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催予定の当社取締役会において、大要以下の条件で、本自己株式処分を実施することにつき承認決議を行う。

- ・株式の種類及び数 普通株式 2,619,236 株（所有割合 8.20%）
- ・払込金額 総額金 2,226,350,600 円（当社株式 1 株につき金 850 円）
- ・払込期日 平成 28 年 3 月 17 日（木曜日）
- ・処分方法 公開買付者を割当予定先（割当株式予定数 2,619,236 株）とする第三者割当ての方法による

(ウ) 上記（イ）の承認決議がなされた場合、本自己株式処分に係る有価証券届出書の効力の発生を条件として、当社は、公開買付者に対してその総数を割当て、公開買付者はこれを引き受ける。

③ 業務提携の内容及び方法

(ア) 当社及び公開買付者は、「新宿東急文化会館（新宿 TOKYU MILANO）跡地の再開発」において、新しい形のエンターテイメント施設を生み出すことに加え、新宿を渋谷と二子玉川などと回遊ネットワークを構成する重要拠点として位置づけるため、当社及び公開買付者が相互に保有するノウハウを結集する。

(イ) 当社及び公開買付者は、両社の関係強化を図り、当社の渋谷における事業拠点を確保する。

(ウ) 当社及び公開買付者は、上記（ア）及び（イ）の大規模再開発事業につき、専門人材を公開買付者から当社に派遣するなどによって緊密な連携体制を構築していく。

(エ) 当社及び公開買付者は、「エンターテイメントシティ SHIBUYA」の実現に向けて、当社と公開買付者グループの各事業会社との連携を更に推進し、これらの商品を融合することによって、グループワイドにエンターテイメント領域の新しい商品を提供することを推進していく。

(オ) 当社及び公開買付者は、当社のライフ・デザイン事業においては、当社と公開買付者として事業再編を検討し、公開買付者が人材面でサポートする体制を整えて事業の成長の加速化を図り、当社の不動産事業においては、公開買付者との人材交流、物件情

報共有などにより体制強化を図るとともに、それ以外にも、公開買付者による「エンタテイメントシティ SHIBUYA」戦略を企画・運営面で支える役割を当社が担うこととして、シナジーによる新たな事業創造を進める。

(カ) 当社及び公開買付者は、本取引の終了後、シナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、各部門において具体的にシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組む。

(キ) 公開買付者は、本資本業務提携契約に定める本資本業務提携の目的を達成するため、公開買付者が適当と認める方法で当社に経営指導及び支援を行う。

(ク) 当社は、公開買付者グループにおいて運用している「東急グループキャッシュマネジメントシステム」に参加するものとし、資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書に基づき、当社の日次運転資金に充てるため、他の参加企業から幹事企業である東急ファイナンスアンドアカウンティング株式会社に集中された資金を、同社を介し、配分を受ける等して、当社及び公開買付者の資金効率の向上を図る。

④ 役員派遣

当社は、当社の第 83 期定時株主総会（平成 28 年 3 月 30 日開催予定）において、公開買付者が指名する公開買付者の役員又は従業員（過去に公開買付者の役員又は従業員であった者を含む。）2 名を当社の新任取締役の候補者とするを含む取締役選任議案を上程するものとする。

⑤ 付議事項

当社の取締役会において（ア）中期経営計画の策定、（イ）予算編成、（ウ）設備投資、（エ）一般投融資、（オ）新規事業計画の策定、（カ）固定資産の売却、（キ）資金調達、（ク）債権の放棄、（ケ）寄付、（コ）重要な契約の締結、（サ）重要な訴訟・調停、及び（シ）子会社の設立・譲渡・再編（以下「重要業務」という。）に関する決議をした場合、当社は、一定の重要性の基準に基づき、速やかに当該決議内容について公開買付者の取締役会・経営会議等の審議を経るものとし、公開買付者の取締役会・経営会議等は、当社の取締役会による決議内容を尊重した上で、かかる重要業務についてその承認の可否を判断するものとする。

⑥ 独立性の維持

当社及び公開買付者は、合理的な理由がある場合を除き、本取引の後においても、当社による上場会社としての自主的で機動的な経営を尊重することを相互に確認する。

⑦ 効力発生日

本資本業務提携契約は、締結日にその効力を生じる。但し、上記②（ウ）については、本自己株式処分に係る有価証券届出書の効力の発生時に、上記③（ア）乃至（カ）につい

ては、本公開買付けの決済が行われた時に、上記③（キ）、同（ク）、及び上記⑤については、当社において開催される第 83 期定時株主総会終了時（但し、公開買付者が当社を連結子会社とする場合に限る。）よりそれぞれその効力を生じるものとする。かかる効力発生日に関して、延期その他必要な変更を行う場合には、当社及び公開買付者は、その都度、書面により合意しなければならない。

⑧ 本資本業務提携契約の終了

当社又は公開買付者は、相手方について、（ア）その責めに帰すべき事由により本資本業務提携契約の条項のいずれかを履行しない場合、（イ）破産手続開始等の申立てがあった場合、（ウ）その他本資本業務提携を行うことが著しく困難となる事由が生じた場合など、一定の事由が生じた場合、本資本業務提携契約を解除することができる。

3. 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式数に対する割合

上記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 意見の根拠及び理由」「① 本公開買付けの概要」をご参照ください。

4. 提携の相手先の概要

上記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」の「1. 公開買付者の概要」をご参照ください。

5. 提携の日程

(1) 取締役会決議日	平成 28 年 2 月 10 日
(2) 本資本業務提携契約の締結日	平成 28 年 2 月 10 日
(3) 本公開買付けの開始	平成 28 年 2 月 12 日（予定）
(4) 本公開買付けの終了	平成 28 年 3 月 10 日（予定）
(5) 本公開買付けに係る決済の開始日	平成 28 年 3 月 17 日（予定）
(6) 本自己株式処分の払込期日	平成 28 年 3 月 17 日（予定）

6. 今後の見通し

(1) 本資本業務提携後の方針

上記「I. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの背景」及び同「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本取引が当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(平成28年2月10日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成28年12月期)	33,384	927	731	494
前期実績 (平成27年12月期)	31,683	1,395	708	1,408

(注) 前期実績における「親会社株主に帰属する当期純利益」の欄は、当期純利益を記載しております。

(参考)

公開買付者による平成28年2月10日付公表文「株式会社東急レクリエーション株式(証券コード:9631)に対する公開買付けの開始、第三者割当による自己株式の処分の引受け、及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(添付)